



障害のあるかたへ

支援費制度が始まります

平成15年4月から、「支援費制度」が始まります。障害のあるかたが自己決定を行う制度で、現在の県(町)がサービス内容を決定する方法から障害者自身がサービスを選択し、県指定事業者(施設など)と直接契約ができるようになります。これに対して町から支援費を支給します。

【問合せ先】福祉健康課
民生係(内線 260)

支援費制度を利用するには

相談

役場福祉健康課窓口や福祉健康センター・岐阜地域福祉事務所などで、希望されるサービスについておたずねください。

申請

希望のサービス内容が具体的に決まりましたら、町に支援費支給の申請書を提出します。

支給の決定及び利用者負担額の決定

障害の程度や支援支給量・期間、利用者負担額(本人や家族の収入により決められます)などが町から通知されます。

受給者証の交付

支給決定の内容が記入された受給者証が、町から届きます。

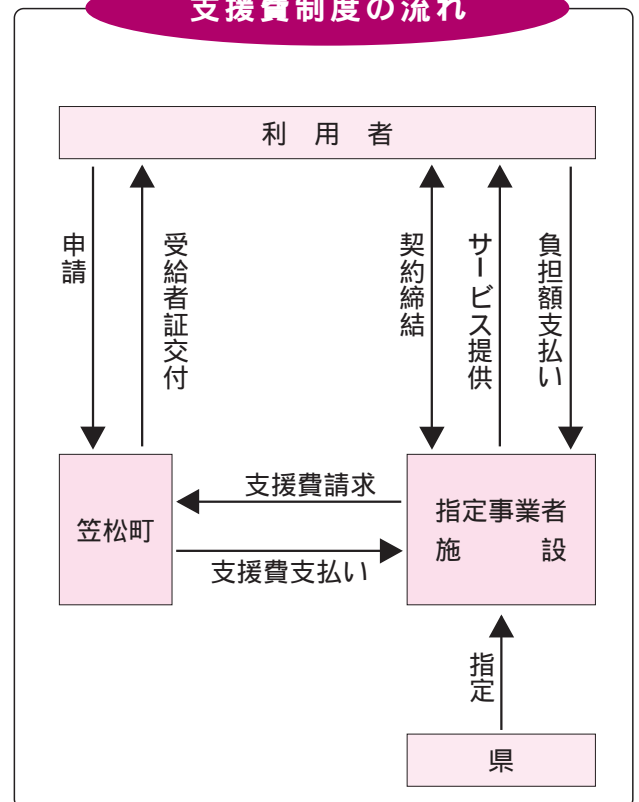
契約

希望する県指定事業者や施設に受給者証を提示し、利用者が直接、事業者などに利用申込みや契約をします。

自己負担分の支払い

利用したサービスについて、事業者などに利用者負担分を支払います。

支援費制度の流れ



対象となるサービス

施設訓練など支援(入所・通所)

身体障害者更生施設、療護施設、知的障害者更生施設、授産施設(小規模施設は除く)通勤寮など。

居宅生活支援(在宅)

ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ、知的障害者グループホーム。

児童福祉法に基づく施設のサービスは、支援費制度に移行しません。

平成15年4月からの制度施行に向けて相談の受付をしていますので、ご不明な点など、お問い合わせください。